

第2期ツキノワグマ保護管理計画の概要

1 計画の目標と計画変更の背景

は現計画との変更点を記載

(1) 計画の目的 **現計画を踏襲 棲み分けによる共存**

ツキノワグマによる人身被害・精神被害の解消、農林業被害の軽減を図りながら、地域個体群^{* (本文 P1 参照)}の長期にわたる安定的維持をめざし、科学的で計画的な保護管理を行うことによって、人とツキノワグマとの棲み分け^{* (本文 P1 参照)}による共存を図る

(2) 計画変更の背景

集落などへの出没により、農業被害や精神被害、生活被害が深刻な状況であり、人身事故の危険性も高い。一方で、森林生態系^{* (本文 P1 参照)}を構成する重要な野生動物であり、絶滅危惧種となっている。

平成19年3月に策定した現計画について、森林動物研究センター^{* (本文 P1 参照)}の研究成果を反映させ、より実効性の高い内容に改める。

2 計画期間：平成19年度～23年度(3年間延長)

3 計画対象地域

淡路島を除く兵庫県全域



現計画を踏襲 県内どの地域に出没しても対応できるよう本州部全域を対象

4 現状と課題

(1) 生息状況

個体群ごとの状況

【東中国地域個体群】兵庫県、鳥取県、岡山県に分布し、地理的に孤立

【近畿北部地域個体群】福井県、滋賀県、京都府、兵庫県に分布し、由良川以西は孤立

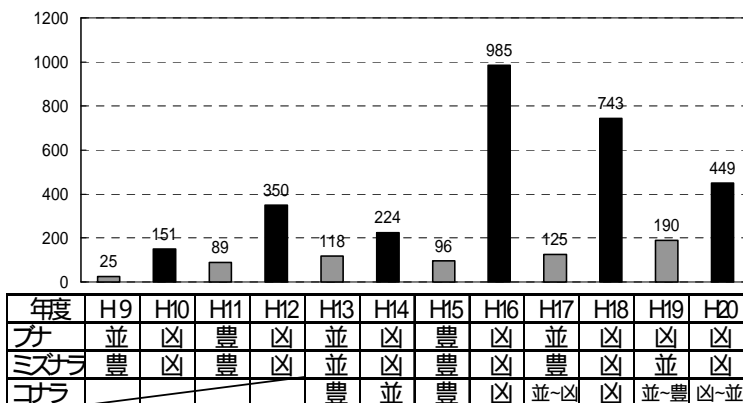
県内の生息状況

狩猟の禁止及び学習放獣による殺処分の回避の取組み等により、極めて少ない状況からの回復・増加傾向が認められる。

遺伝的劣化を示唆するデータもあり、絶滅の危機を脱した状態であるとは判断できない。個体数の推定については、現時点では困難である。(推定手法を開発中)

(2) 生息環境と目撃情報

目撃件数



ブナ科堅果類豊凶調査結果とクマの目撃件数 H20はH21.2月末現在

【特徴】

- 1 目撃件数、区域は拡大傾向
- 2 採食地や冬眠地など森林に大きく依存
- 3 GPS 追跡から、集落のすぐ近くで生息している個体がいることが判明
- 4 堅果類(ドングリ類等)が凶作の年には、目撃数が増加
- 5 特に深刻な凶作であった16年度と18年度は集落や果樹園などに多くの出没有

(3) 人身被害の状況(平成8年度以降記録があるもの)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	2	0	1	0	0	0	2	1	2	1	1	0	0

事故件数は目撃件数や殺処分数の多寡とは関係せず、人間側の対応が重要
人身事故以外にも、夜間外出ができない、子供たちの集団登下校など、精神被害・生活被害は深刻な状況

(4) 農林業被害

リンゴ、ナシ、養蜂などで発生(養蜂ができないという金額に表れない被害も有)
被害量はクマの餌資源(特に堅果類)の豊凶に左右されている状況
これまで無いとされていた森林被害(クマ剥ぎ^{*}(本文 P11 参照))を新たに確認

(5) 捕獲状況

年度	捕獲頭数 (うち誤捕獲数)	その後の措置	個体群別殺処分数		個体群別放獣数	
			東中国	近畿北部	東中国	近畿北部
H12	16(7)	殺処分15 死亡1	10	5	0	0
H13	4(4)	殺処分4 放獣0	1	3	0	0
H14	12(3)	殺処分7 放獣5	5	2	5	0
H15	6(4)	殺処分2 放獣4	1	1	4	0
H16	46(23)	殺処分7 放獣39	7	0	33	6
H17	5(4)	殺処分1 放獣4	0	1	2	2
H18	53(26)	殺処分4 放獣49	4	0	37	12
H19	19(13)	殺処分3 放獣15	3	0	14	1
H20	49(37)	殺処分3 放獣46	1	2	27	19

- 1 捕獲数は増加傾向
- 2 保護管理計画を策定した
H15以降は放獣が中心

H20はH21.2月末現在

5 保護管理の目標と基本的な考え方

現計画を踏襲 県民の安全と安心の確保がクマ個体群の安定的な維持につながるという考え方

県民の安全・安心確保を第一に、併せて地域個体群の安定的維持を図る。

農林業被害・精神被害の低減と人身事故ゼロ。
不必要な捕殺ゼロによる保護管理

6 目標達成のための方策

(1) 被害防止対策

総合的な取り組みについて記載

出没予防：クマに強い集落づくりの推進
ア 誘引物の除去：地域ぐるみによる不要果樹の伐採、集落診断による誘引物の発見
イ 防護・追い払い：電気柵の設置、地元での追跡、追い払い体制の整備
人身被害の防止：クマの生態の普及啓発、入山者への注意喚起、鈴やラジオなどの携行
森林被害対策：クマ剥ぎの実態把握

(2) 個体群管理

現計画を踏襲 狩猟禁止、個体数調整はしない

クマの狩猟は継続して禁止し、個体数調整のための捕獲は行わない。
被害防止のために危険な個体を対象にした「個体管理」を実施
引き続き生息密度や増減傾向、個体数推定のための手法を開発し、生息状況の把握に努める。

(3) 個体管理 【ツキノワグマ出没対応基準】

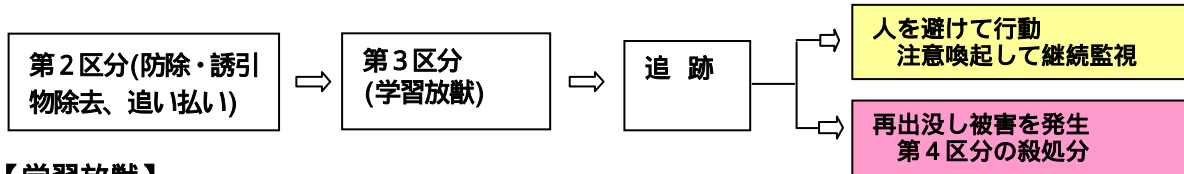
被害防止に重点を置き、学習放獣^{*}(本文 P19 参照)などによって出没が抑制される個体は共存をめざし、学習効果がない個体は排除の方針

現計画の4区分の出没対応基準を基本的に踏襲しつつ、集落周辺に定着している個体がいるため、目撃に基づく考え方から被害発生に基づく考え方に修正

区分	出没状況	対応内容
第1区分	人の生活圏以外での目撃(現行) 山中での目撃、一時的に人里へ出没した場合	地域住民への注意喚起 (誘引物がないかの確認、正確な情報の収集など)
第2区分	人の生活圏に出没した場合 出没により、精神被害を含めた被害を発生させた場合	誘引物の除去(生ゴミ、果実など) 防護柵の設置(果樹園、養蜂巣箱など) 追い払い(花火、爆竹、轟音玉など)
第3区分	人の生活圏への執着が認められた場合 繰り返し出没し被害(精神被害を含む)を発生させた場合	有害捕獲許可を受けて捕獲 人間や人里の怖さを知らしめて学習放獣 原則電波発信機 [*] (本文 P19 参照)を装着し行動追跡
第4区分	学習効果が認められない場合、人身被害が切迫している場合 学習効果が認められない場合、人身被害の危険性が高い場合	有害捕獲許可を受けて捕獲 できる限り苦痛を与えない方法で処分 処分個体は今後の保護管理のため研究に活用

電波発信機を装着して学習放獣した個体については、地域住民の安全・安心確保のため追跡

【参考】学習放獣と追跡 [地域住民の安全のため、集落に出没するクマの学習放獣を実施(強烈な追い払い)]



【学習放獣】



ドラム缶オリで捕獲



吹き矢で麻酔



計測・データ採取



人の怖さを知らしめて放獣

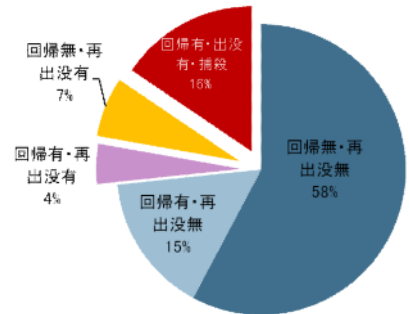
【学習放獣後の追跡】



発信機の電波を受信し、その方向から居場所を把握

【学習放獣の効果】

平成16年度～19年度に学習放獣した45頭を追跡した結果、33頭(73%)は集落や果樹園などへの出没や被害が確認されていない。再び出没した個体は27%であり、一定の効果が認められる。



(4) 生息環境管理

クマにとって良好な生息環境を創出するとともに、人との棲み分けが図れるバッファゾーンの整備を推進

追跡調査により判明した行動域、定住性を考慮し、クマの生息環境である森林の整備方針を記載

奥山林の保全

ブナやミズナラなどの堅果類をはじめとするクマの餌資源確保、出産・越冬地となる樹洞や土穴等冬眠穴の確保など、長期的な奥山林の保全

人工林(スギ・ヒノキ林)の整備

ア 「森林管理100パーセント作戦*(本文P22参照)」に基づく間伐推進などにより健全な人工林の整備

イ 一斉林の複層林化や針広混交林化、広葉樹林化などによる多種多様な森林の整備

「県民緑税*(本文P23参照)」を活用した野生動物育成林整備の推進

ア 集落に隣接した森林のすそ野を帯状に抜き伐り、人と野生動物との棲み分けゾーン設置

イ 森林の奥地にクマ等野生動物の良好な生息地となる広葉樹林を整備

7 モニタリングと計画の検証

- (1) モニタリングの継続的实施と効果検証・データの蓄積
- (2) 効果的な保護管理手法の調査研究及び情報発信
- (3) 隣接府県間の情報整理による地域個体群管理

次期計画への反映

8 計画の推進体制

- (1) 兵庫県森林動物研究センターにおける効果的な保護管理手法の調査研究および情報発信
- (2) 森林動物研究センター(研究員・森林動物専門員*(本文P27参照))と各県民局に配置されている森林動物指導員*(本文P27参照)はじめ農林(水産)振興事務所職員、農業改良普及センター職員連携による県民への被害防止対策の普及指導
- (3) 市町単位で結成される地域協議会の活動による総合的対策の推進